

# 岐阜県公報

号外(一) 令和二年八月三十一日

## 人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

### 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

付則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。  
付則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。  
付則に次の一項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第八条の二及び第二十三条第一項の規定の適用については、第八条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)」に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十三条第一項中「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県職員退職手当条例

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会)

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の

一部を改正する規則 (同)

施行規則付則第三項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「得た額」の下に「及び同条第三項第一号に定める額の合計額」を加え、同項第二号中「第三項の規定」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の例」に改め、同項第三号中「第二十九条の九」の下に「（給与規則第二十九条の九の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

- 四 条例第四条第三項において準用する給与条例第十二条の六第三項の規定による費用弁償を支給される者との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める者
    - 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - イ 第一号に掲げる者 同号に定める額
    - ロ 第二号に掲げる者 同号に定める額
    - ハ 前号に掲げる者 同号に定める額
    - ニ イから八までに掲げる者以外の者 給与条例第十二条の六第三項に規定する額
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年八月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社